

賃 貸 借 契 約 書 (案)

公益財団法人長野県スポーツ協会 理事長 碓井 稔 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、次の条項により、物品の賃貸借契約を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(貸借物品)

第2条 貸借物品の品名、規格及び数量は、別紙貸借物品一覧表のとおりとする。

(貸借期間等)

第3条 貸借物品等の貸借期間、引渡し日及び場所並びに返還日及び場所は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 貸借期間 | 令和8年11月1日から令和13年10月31日まで |
| (2) 引渡し日及び場所 | 令和8年10月31日まで
長野市大字南長野字聖徳 545-1 長野県スポーツ会館内 |
| (3) 返還日及び場所 | 令和13年11月1日以降速やかに
長野市大字南長野字聖徳 545-1 長野県スポーツ会館内 |

(賃貸借料)

第4条 賃貸借料は、月額 円とする。(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

(契約保証金)

第5条 賃貸人は、契約保証金 円をこの契約の締結と同時に賃借人に支払うものとする。

2 賃借人は、貸借期間が満了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

○契約保証金の納付を免除する場合

第5条 契約保証金は、 円とし、会計規程第20条第2項の規定によりその納付は免除する。ただし、賃貸人が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(引渡し及び検査)

第6条 乙は、第3条に規定された引渡し日及び場所に乙の負担で搬入し、ソフトウェアのインストール及びセットアップ並びにメールアカウント及びメールデータを含む既存データの移行並びに周辺機器の設定等を行い、使用できる状態にするものとする。

2 甲は、貸借物品の引渡しを受けるときは、乙の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項の規定による検査の結果不合格となった貸借物品について、甲の指定する日までに代品を引渡し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に直接要する費用は乙の負担とする。

(甲の義務)

第7条 甲は、乙の承認を得ないで、貸借物品を第三者に貸し付けてはならないものとする。

2 甲は、貸借物品を、善良な管理者の注意をもって維持保存するものとする。

3 甲は、貸借物品の全部又は一部が、滅失又はき損した場合は、直ちにその状況を乙に通知するものとする。

(賃貸借料の支払)

第8条 甲は、毎月前月分の賃貸借料について乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

(返還等)

第9条 乙は、貸借物品の返還を受ける場合は、甲の立ち会いの上でその検査を行うものとする。

2 乙は、貸借物品の返還に当たりストレージ等内のデータを復旧できないよう消去し、データの消去の実施に係る証明書又は報告書を甲に提出する。

3 第1項の規定による返還及び検査並びに前項の規定によるデータの消去及び証明書又は報告書の提出に要する費用は、乙の負担とする。

(賃貸物品の滅失等)

第10条 甲は、貸借物品がその責に帰することができない事由により滅失又はき損したときは、賃貸借料の減額又は契約の解除を請求することができるものとする。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、貸借物品について、引渡し後に直ちに発見することができない種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、甲の指定する日までに自らの負担において当該貸借物品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第12条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、甲の責に帰すべき事由により貸借物品に損害を生じたときは、甲に損害賠償額を請求することができるものとする。

2 前項の損害賠償の額は、乙と甲が協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、貸借物品等から知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、業務の処理に当たっては、データの紛失、汚損、複写、複製、改ざん等をし、

又は甲の指示目的以外の使用若しくは第三者への提供をしてはならない。

- 3 乙は、前2項の規定に違反して甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期限までに貸借物品を引渡ししないとき又は引渡しすることができないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。ただし、その違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他不正行為による解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45条）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(歳出予算に計上されない場合の解除)

第17条 甲は、甲の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

- 2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその賠償を請求することができる。

- 3 前項の賠償金は、第4条の月額賃貸借料に第3条の賃貸借期間満了日までの残余月数を乗じた金額とする。

(債務不履行の損害賠償)

第18条 乙は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する引渡し日までに貸借物品を引渡すことができないときは、当該期限の翌日から引渡しした日までの日数に応じ、賃貸借料年額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）で告示された率（以下「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率」という。）を乗じて計算した額の遅延損害金を賃借人に支払わなければならない。

- 2 甲は、その責に帰すべき事由により、貸借物品を滅失又はき損したときは、代品を返還し、又は修理その他原状回復に必要な費用を乙に支払わなければならない。

- 3 甲は、その責に帰すべき事由により、第8条に規定する期限までに賃貸借料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、賃貸借料に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて計算した額の遅延利息を賃貸人に支払わなければならない。
- 4 乙は、第11条の場合において、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。
- 5 乙は、第16条及び第17条の規定により契約が解除されたときは、第5条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 6 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 7 乙は、第1項又は第5項の場合において、甲の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても甲に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第19条 乙は、第16条の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第20条 乙は、この契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届けなければならない。

(保守)

第21条 乙は、甲が貸借物品を常に完全な状態で使用することができるよう保守を行う責任を負うものとする。

- 2 保守は、原則として、貸借物品の設置場所を訪問して修理し、又は取替えることにより行うものとする。

(疑義の解決)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所 長野市大字南長野字聖徳 5 4 5 - 1
法人名 公益財団法人長野県スポーツ協会
代表者氏名 理事長 碓 井 稔

乙 住 所
法人名
代表者氏名